

5 東彼杵町告示第 1 0 7 号

東彼杵町税等の口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和 5 年 1 1 月 6 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町税等の口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する告示

東彼杵町税等の口座振替収納事務取扱要綱（平成5年告示第24号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(振替不能の取扱)</p> <p>第16条 (略)</p> <p><u>2 町長は、振替不能が連続する口座振替納付義務者については、取扱金融機関と協議の上口座振替納付を取り消すことができるものとし、当該口座振替納付義務者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>(指定預金口座の取消)</u></p> <p>第17条 町長は、次のいずれかに該当するときは、<u>指定預金口座を取り消すことができる。</u></p> <p><u>(1) 口座名義人が死亡したとき。</u></p> <p><u>(2) 口座振替納付の取消しに係る届出をせずに口座を解約したとき。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。</u></p> <p>[削除]</p>	<p>(振替不能の取扱)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>[新設]</p> <p><u>(口座振替納付の取消)</u></p> <p>第17条 町長は、振替不能が連続する口座振替納付義務者については、<u>取扱金融機関と協議の上口座振替納付を取り消すことができる。</u></p> <p><u>2 町長は、前項の規定により口座振替納付を取り消したときは、口座振替納付義務者に対して、その旨を通知するものとする。</u></p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。